

埼玉県立加須げんきプラザ出前講座実施要項

1 趣旨

埼玉県立加須げんきプラザ（以下「げんきプラザ」）は、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習の振興に資することを目的として、県内の小・中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「学校」）等が実施する体験活動などに対して職員及び講師の派遣を行う出前講座を実施する。

2 実施内容

げんきプラザが実施する出前講座は次の各号とする。

講座名	内 容
(1)手打ちうどんづくり体験	職員と講師（うどんサポーター）が指導する手打ちうどんづくり体験
(2)ピザづくり体験	職員が指導する「ドラム缶オープン」で焼き上げるピザづくり体験
(3)野外炊事体験	職員が指導する野外で「かまど」を使った炊事体験
(4)スマホ講座	外部講師による情報モラル学習講座
(5)人間関係づくりプログラム	職員の指導による人間関係を円滑にするためのアクティビティやレクリエーション

3 実施対象

出前講座の対象となる体験活動などは次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 学校の教育課程に位置付けられた学習活動など。
- (2) 学校の教職員や学校支援ボランティア（学校応援団）・PTA 会員が実施する会議・研修会など。
- (3) 放課後子供教室・放課後児童クラブが実施するイベントなど。
- (4) その他、スポーツ少年団や公民館が実施する行事など。

4 実施時間及び場所

- (1) 開催場所は県内とし、会場は実施する学校等が確保するものとする。
- (2) 出前講座の開催時間は、午前 9 時から午後 5 時までの間とし、1 講座あたり 3 時間以内とする。ただし、げんきプラザ所長が特に認めた場合はこの限りではない。

5 経費

- (1) げんきプラザは、必要に応じ予算の範囲内において次の経費を負担することができる。
 - ア 講師の謝金
 - イ 職員の旅費
 - ウ 「ドラム缶オープン」や「かまどセット」などの用具運搬代
- (2) 会場使用料、食材費・薪などの燃料費、イベントを広報するための経費、その他開催に伴う経費については、体験活動を実施する学校等の負担とする。

6 申し込み手続き

- (1) 出前講座を希望する学校等の代表者は、開催しようとする日の1か月前までにげんきプラザに電話で予約を行う。
- (2) 予約後、速やかに別紙「指導依頼書」により、げんきプラザ所長に申し込まなければならない。
- (3) げんきプラザは、指導依頼書の提出があったときは、確認の上、当該申し込みをした代表者に決定通知書を送付する。

7 出前講座の制限等

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、職員及び講師を派遣せず、または開催中であっても講座を中止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 講座の趣旨に反すると認められるとき。